第二十九条の二に次の一項を加える。

3　第九条第一項の規定は、外国特定有価証券の発行者が法第二十四条の五第十五項の規定により外国会社臨時報告書を提出する場合について準用する。

第二十九条の三第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項第二号中「発行者が」を「承認申請書の提出者が」に改め、「承認申請書」の下に「の」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第九条」を「第九条第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「金融庁長官」を「関東財務局長」に改め、同項第二号中「金融商品取引所」の下に「若しくは金融商品取引業協会」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項中「（法第二十七条において準用する場合を含む。次項において同じ。）」を削り、「同条第四項」を「法第二十四条の五第四項」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第二十四条の五第二十項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、金融商品取引業協会の規則とする。

第二十九条の三に次の一項を加える。

6　関東財務局長は、第三項の承認の申請があった場合において、同項第二号に掲げる法令の条項又は規則の規定及びそれらの遵守の状況に照らし、公益又は投資者保護に欠けるところがないものとして認めるときは、当該臨時代替書面の提出について、承認をするものとする。

第二十九条の三の次に次の一条を加える。

（自己株券買付状況報告書の記載内容等）

第二十九条の四　法第二十四条の六第一項の規定により自己株券買付状況報告書を提出すべき者は、第二十五号の三様式により自己株券買付状況報告書三通を作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

第三十条に次の一項を加える。

2　この府令の規定により関東財務局長に提出した書類に係る訂正又は変更に関する書類は、関東財務局長に提出しなければならない。ただし、金融庁長官による法第九条第一項若しくは第十条第一項（これらの規定を法第二十四条の二第一項、第二十四条の五第五項若しくは第二十四条の六第二項において準用し、又はこれらの規定（同項を除く。）を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書若しくは訂正報告書又は法第二十三条の九第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）若しくは第二十三条の十第一項（同条第五項において準用し、又はこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正発行登録書の提出の命令に応じてこれらの書類を提出する場合は、金融庁長官に提出するものとする。

第三十一条の見出し中「有価証券届出書」の下に「等」を加え、同条第一項中「次項及び次条において」を「以下」に改め、「本店」の下に「又は主たる事務所の所在地」を加え、「第九条の規定による代理人の住所）の所在地」を「第九条第一項（この府令の他の規定において準用する場合を含む。）又は第二項の規定により当該提出者を代理する権限を有する者の住所）」に改め、「。次項において同じ。」を削り、同条第二項中「当該財務局等」を「当初委託者管轄財務局等」に改める。

第三十二条第一項中「本店」の下に「又は主たる事務所」を、「又は主要な」の下に「従たる」を、「営業時間」の下に「又は業務時間」を加え、同条第二項中「に支店」及び「当該支店」の下に「又は事務所」を、「主要な支店」の下に「又は主要な従たる事務所」を加える。

第三十二条の二第一項中「法第二十七条の三十の九第一項」を「特定有価証券に係る法第二十七条の三十の九第一項」に、「、目論見書」を「、当該目論見書」に改め、同条第二項中「法第二十七条の三十の九第一項」を「特定有価証券に係る法第二十七条の三十の九第一項」に改め、同項第一号ニ中「以下この条」を「次項」に改め、同条第三項第四号イ中「間に当該」の下に「目論見書の」を加え、「次に」を「、次に」に改める。

第三十三条第一項中「発行会社が内国会社である場合に限る。）及び特定預託証券（発行会社が内国会社である場合に限る。）の特定募集等に関する通知書」を「発行者が内国会社（令第三十九条第一項に規定する内国会社をいう。以下この条において同じ。）である場合に限る。）又は特定預託証券（発行者が内国会社である場合に限る。）に係る有価証券通知書又は発行登録通知書」に改め、同条第二項中「会社（」を「内国会社（」に、「し、特定有価証券信託受益証券及び特定預託証券の発行会社にあっては内国会社に限る」を「する」に改める。

第一号様式記載上の注意(1)a中「及び」を「又は」に改め、「以下」の次に「aにおいて」を加え、同記載上の注意(3)及び(4)中「すべて」を「全て」に改め、同記載上の注意(5)中「又は第2項」を「から第3項まで」に改める。

第一号様式記載上の注意(1)a中「が特定預託証券等」を「が特定預託証券又は特定有価証券信託受益証券（以下aにおいて「特定預託証券等」と総称する。）」に改め、同記載上の注意(3)及び(4)中「すべて」を「全て」に改め、同記載上の注意(5)中「又は第2項」を「から第3項まで」に改める。

第一号の三様式から第二号の三様式までを次のように改める。

第一号の三様式

【表紙】

【提出書類】　有価証券通知書

【提出先】　関東財務局長

【提出日】　平成　年　月　日

【発行者名】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【事務連絡者氏名】

【連絡場所】

【電話番号】

第1【募集（売出）要項】

1【内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。）】

(1)【投資法人の名称】

(2)【内国投資証券の形態等】

(3)【発行（売出）数】

(4)【発行（売出）価額の総額】

(5)【発行（売出）価格】

(6)【申込手数料】(2)

(7)【申込単位】

(8)【申込期間】

(9)【申込証拠金】

(10)【申込取扱場所】(3)

(11)【払込期日】

(12)【払込取扱場所】(4)

(13)【引受け等の概要】(5)

(14)【振替機関に関する事項】

(15)【その他】

2【新投資口予約権証券】

(1)【投資法人の名称】

(2)【新投資口予約権証券の形態等】

(3)【発行数】

(4)【割当日】